

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和4年9月8日(木) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 原田 陽子
委員 大和田和男 委員 花島 進
委員 古川 洋一 委員 武藤 博光
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 渡邊 荘一
次長 横山 明子 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	教育長 大縄 久雄
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
会計管理者 茅根 政雄	保健福祉部長 平野 敦史
社会福祉課長 高安 正紀	社会福祉課長補佐 山田 明
こども課長 加藤 裕一	こども課長補佐 萩野谷 真
こども課G長 水野 厚子	家庭児童相談室長 大曾根香澄
介護長寿課長 萩野谷智通	介護長寿課長補佐 住谷 孝義
保険課長 生田目奈若子	保険課長補佐 猪野 嘉彦
健康増進課長 玉川祐美子	健康推進課長補佐 飛田 建
教育部長 小橋 聡子	学校教育課長 田口 裕二
学校教育課長補佐 生田目綾子	学校教育課指導室長 臼井 英成
学校給食センター所長 梅原 雅美	生涯学習課長 綿引 勝也
生涯学習課長補佐 柴田 真一	スポーツ推進室長 椎名 健文
図書館長 疋田 克彦	中央公民館長 南波 三千代
歴史民俗資料館長 鈴木 良一	

会議に付した事件

- (1) 議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第3号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)

号)

…原案のとおり可決すべきもの

(4) 議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

(5) 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

…採択すべきもの

(6) 茨城県市議会議長会令和4年第1回議員研修について

…原田副委員長が出席

(7) 調査事項

・「地域包括支援センターについて」

…執行部より説明あり

・「市PTA連絡協議会との意見交換会について」

…意見交換会をすることと決定

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会に執行部の皆様、それから各委員の皆様ご出席いただきありがとうございます。

私のほうから一言なんです、皆さんも昨日テレビを見られた方もいらっしゃると思いますが、静岡県の園児バスの置き去り事件ということで、所管の理事長の方の記者会見ということで放映がされました。大変聞いていて非常に亡くなられた園児がかわいそうだなと、苦しかっただろうなと悲しい思いになりました。心からご冥福をお祈りいたします。と同時に、当たり前ことができなくて、あんなに5時間の間に人が亡くなるなんて本当にあっちはいけませんですし、再発防止ということで去年も指導を受けておられたようなんですけれども、それが、指導が完全に直っておらずというところで、聞けば聞くほど腹立たしくもなりますし、翻って考えますと、やはりほんの些細なことの注意の怠りで人が亡くなるんだなというのは改めて感じましたので、本市にもたくさん保育園、認定こども園、それから幼稚園ございますので、いま一度安全管理、危機管理、点検をしていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点、新型コロナウイルス感染者についてなんです、9月から茨城県のほうは感染者の人数を報告の仕方が変わっております。7人とか8人とか今までと比べたら非常に少なくなっているんですけれども、関係病院の報告の数字ということなので、現実には小学校、中学校、幼稚園、保育園、それから職員の皆さんかかっている方もいらっしゃるし、身近で感染している方がいらっしゃいますので、いま一度委員の

皆様、執行部の皆様大変ですけれども、防除・防止活動に点検をいただいて、再度実行・徹底のほうをお願いしたいなということで挨拶のほうは終わりにさせていただきます。

開会前にご連絡をいたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましてはマスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解・ご協力のほどお願いをいたします。

ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては必ずマイクを使用していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただくよう配慮願います。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席はございません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

今日は決算の認定というのがほとんどでございますけれども、請願等もありますし、その中で慎重にまたスムーズなご審議をいただければと思います。

先ほど寺門委員長からありましたけれども、本当に3歳の子供が水のペットボトルを空にするぐらい飲みながら、裸になりながら亡くなったというのは本当に痛ましい事故だと思います。二度とあってはいけないと思っていますので、今後ともまた教育関係の方はどうぞよろしくをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。今日はご苦労さまです。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会へのご出席、お疲れさまでございます。

また、ただいま委員長のほうからご説明ありましたように、県のほうで全数把握の簡略化ということで、陽性者数の市町村ごとの詳細な数の発表がなくなりました。これに伴いまして、市としましても毎日の発表は中止ということになっておりますけれども、委員長おっしゃるとおり、職員間、それから小・中学校での感染者数はまだまだ続いている状況でございますので、引き続き感染症対策には十分注意しながら取り組むことが必要かなというふうに考えてございます。

本日提出しております議案は4件になります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し

上げます。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

幼稚園、学校ともに、9月1日に無事2学期のスタートを切りました。しかしながら、今話題になっておりますように、陽性者、それから濃厚接触者の数は一向に減少傾向にありません、残念ですけれども。ただ、ご存じのように、2学期は各幼稚園、学校ともにいろんな学校行事、教育活動が計画されております。例えば、明日からは、もう既に小学校で来週後半にかけて4校ほど宿泊学習が予定されております。中学校では、来週水曜日から那珂地区の新人戦が予定されているということで、本当に行事の中でこういう新型コロナウイルス感染症対策をしながら教育活動を進めていかなくちやならないと、そういう状況が続いております。いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症対応をしっかりと行いながら充実した2学期になりますよう、我々も努力してまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様には、引き続きご理解・ご支援をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりでございます。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議をいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議案第44号をご覧ください。

議案第44号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

2行目になります。

地域福祉計画策定業務、令和4年度から令和5年度まで）、382万8,000円、障がい者プラン策定業務、令和4年度から令和5年度まで、382万8,000円。

13ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、8 目介護保険費909万6,000円。

14ページをお願いいたします。

下段になります。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費846万7,000円、2 目児童措置費8,824万4,000円。

15ページをお願いいたします。

下段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費1 億3,388万6,000円。

17ページをお願いいたします。

4 段目になります。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費570万円。

18ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、3 項中学校費、1 目学校管理費393万円。

9 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費7 万円。

19ページをお願いいたします。

中段になります。

9 款教育費、5 項社会教育費、7 目図書館費672万円。

9 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食共同調理場費1,365万5,000円。

20ページをお願いいたします。

下段になります。

12款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金2 億4,039万2,000円、国県負担金等返納金でございます。うち社会福祉課が1 億3,448万9,000円、こども課が3,244万8,000円、健康推進課が7,273万3,000円、介護長寿課が72万2,000円となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 では、ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ないということですので、討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

財政課長 申し訳ありません。資料修正のご報告が1点ございます。

今回の決算の附属資料として提出しております令和3年度那珂市決算説明資料の一部に誤りがあったことから、総務課を通じまして資料の差し替えをさせていただいております。

決算説明資料のほうをご覧ください。

修正箇所につきましては、決算説明資料の11ページをご覧ください。

第5表、一般会計歳出目的別決算額の推移の表になります。

表の一番右側に記載しております令和3年度の伸び率の数字が誤っておりましたので、正しいものに改めさせていただいております。大変申し訳ありませんでした。

報告につきましては、以上でございます。

委員長 分かりました。

では、以上のように訂正をさせていただきました。

それでは暫時休憩します。

執行部の方は、入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時13分)

再開(午前10時14分)

委員長 では、再開いたします。

委員の皆様申し上げます。

決算認定の質疑は説明のあった科目ごとに行い、質疑を終結します。また、総括質疑は行いません。なお、議案第47号、決算認定についての討論及び採決は、全ての該当項目への質疑、答弁が終了した後に行います。

次に、執行部に申し上げます。

説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書、決算書、説明資料等のページ数を述べてから簡潔かつ明瞭に説明をお願いします。決算の説明については、不用額など特に説明が必要なものについては、その説明をお願いいたします。審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に資料データを提出してください。

それでは、順次審議をいたしますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課が出席をしております。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(学校教育課所管部分)を議題といたします。

初めに、一般会計歳出のうち、学校教育課から審議をいたします。

学校教育課所管の部分について説明を求めます。

学校教育課長 学校教育課長の田口と申します。ほか6名が出席しております。よろしくお願いいたします。

座って説明のほうをさせていただきます。

それでは、決算書190ページ、一番下の段からになります。決算主要施策調書につきましては122ページからになります。

それでは、款、項、目、支出済額の順に読み上げます。

190ページになります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費185万3,282円。教育委員の報酬が主な支出です。

続きまして、192ページをお願いいたします。

2目事務局費2億217万6,322円。教育長及び学校教育課職員の人件費が主な支出でございます。

続きまして、194ページをお願いいたします。

3目教育指導費1億7,148万7,566円。主な事業は、外国語指導助手設置事業、教育委員会派遣職員負担金などがございます。不用額の主なものは、1節の報酬について、こちら中段の学習児童員等配置事業の残額でございます。また、13節の使用料及び賃借料について、197ページになりますけれども、校務支援システム整備事業における賃借料の入札の差金の残額などによるものでございます。

続きまして、196ページ、下の段になります。

2項小学校費、1目学校管理費2億2,414万2,266円。主な事業は、小学校施設管理事業、施設整備事業、感染症臨時対策事業などです。学校管理費の明許繰越費は、施設整備事業において老朽化した空調設備の改修に係る工事費や感染症臨時対策事業での新型コロナウイルス感染症対策の消耗品、備品の購入費でございます。不用額の主なものにつきましては、10節について、需用費では光熱水費の残額です。13節について、使用料及び賃借料では、各小学校で利用するバスの賃借料について、コロナ禍により中止となった行事があったために残額となっております。また、14節について、工事請負費では空調設備改修工事の入札差金になります。

次に、206ページになります。

2目教育振興費1億3,357万6,250円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業、G I G Aスクール推進事業です。不用額の主なものは、19節につきまして、就学奨励事業における扶助費の残額になります。

209ページ、中段のG I G Aスクール推進事業では、繰越明許費分で令和2年度に導入いたしましたタブレットを那珂市用として使用するための初期設定を行いました。

続きまして、208ページ、下の段になります。

3目学校建築費723万8,000円。令和4年度に菅谷西小学校の屋内運動場大規模改造工事業を実施するための設計委託費で、不用額はこの入札の差金でございます。繰越明許費は、令和4年度に実施する菅谷西小学校屋内運動場大規模改造工事業の管理業務委託料と工事請負費の予算でございます。

続いて、下の段でございます。

3項中学校費、1目学校管理費1億3,434万9,772円。主な事業は、中学校管理事務費、施設管理事業、施設の整備事業、感染症臨時対策事業などになります。不用額の主なものでございますけれども、10節については、需用費の光熱水費になります。

次のページになりますけれども、14節の工事請負費につきましては、中学校施設整備事業の繰越明許費分で実施しました空調設備改修工事の入札の差金でございます。

続きまして、216ページをお願いいたします。

2目教育振興費8,172万3,660円。主な事業は就学奨励事業、教育用コンピューター管理事業、GIGAスクール推進事業でございます。不用額の主なものは、19節について、就学奨励事業における扶助費になります。

219ページの上段のGIGAスクール推進事業では、小学校と同様でございますけれども、繰越明許費分で、タブレットの初期設定を実施しております。

続きまして、218ページをお願いいたします。

3目学校建築費258万5,000円。令和4年度に第一中学校の武道場大規模改造工事業を実施するための設計委託料で、不用額はこの入札の差金でございます。繰越明許費ですけれども、令和4年度に実施する第一中学校武道場の大規模改造工事業の管理業務委託料と工事請負費になります。

続いて、4項でございます。4項幼稚園費、1目幼稚園費8,009万4,380円。主な事業は、ひまわり幼稚園の管理事業、運営事業でございます。不用額の主なものでございますけれども、13節の使用料及び賃借料、こちらはひまわり幼稚園運営事業で、コロナ禍により行事の中止などに伴うバスの借上料の残額となっております。

続きまして、234ページをお願いいたします。

6項になります。6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費4億3,281万5,894円。主な事業は、給食センターの管理事業、運営事業でございます。不用額の主なものは、10節の需用費、燃料費と賄材料費になります。12節委託料、こちらは主食類の加工委託料などの入札差金でございます。

また、237ページの14節工事請負費につきましては、給食センター施設管理事業の繰越明許費分で実施しました調理場内などの空調設備設置工事の入札差金でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

古川委員 小・中学校共通のGIGAスクールの件で、当委員会でも導入後に各小・中学校を回らせていただいて、先生方からいろんなことをお伺いしてきて、ただ、いろいろ問題点もあると、マイナスの部分があるということで、例えば子供への影響だったり、先生方の負担だったり、そういったものについてどのような問題があって、どのように今対処しているのか、分かる範囲で教えてください。

学校教育課指導室長 指導室長の臼井です。よろしくお願いします。

問題点として、子供たちの健康面のことと、それから教職員の負担ということでお答えいたします。

まず、子供たちの健康面については、視力の低下、それから姿勢が悪くなる、そういったことが挙げられております。もう一つ追加します。それから睡眠不足ということです。この3点が危惧されているところです。こちらについての対応ですけれども、各学校では、タブレット端末を使用することによってどのような影響があるのか、また、どういうふうに留意していったらいいのかというのを教職員で共有しておく、また、保護者に対してもこのことを家庭でもお願いするといった周知をしているという対応をしております。

また、教職員の負担についてです。こちらについては、負担だというふうに回答している教職員は大体4%程度になっております。こちらは、本市で導入していますタブレット端末がiPadであること、スカイメニューという授業支援システムを導入しているということ、電子黒板を導入しているということ、そういったことが功を奏しまして、それほど大きな負担ということは上がってきておりません。対応としましては、日々、若手中心にミニ研修のほうをしながら、ベテランの先生たちの活用を促進しております。

以上です。

委員長 よろしいですか。

古川委員 はい。

委員長 ほかに質疑はございませんか。

副委員長 決算主要書のほうなんですけれども、こちらの122ページのほうで外国語指導助手設置事業のところの参考の英検の合格者数のところでちょっと気になったもので教えてくださいけれども、4級と5級について何かかなり令和2年度から令和3年度に人数が大幅に減っているこの理由は何かお調べになっているのでしょうか。

学校教育課指導室長 英検の人数についてですけれども、こちらについては、コロナ禍において受験者数が減少したということが主な要因かというふうに考えております。

副委員長 じゃ、学力の低下とかそういう問題ではなく、コロナ禍のためにちょっと受験を控えたという背景があるということでしょうか。

学校教育課指導室長 お答えします。

学力の低下というところでは、本市では該当していないというふうに捉えております。
先日も全国調査の結果のほうは通知されましたが、中学校について県平均、全国平均よりも高い傾向が見られております。

委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で学校教育課の所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時30分）

委員長 では、再開いたします。

生涯学習課が出席をしました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（生涯学習課所管部分）について審議をいたします。

では、執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 生涯学習課、綿引です。ほか11名の職員が出席しております。よろしく願います。

着座にて失礼します。

委員長 お願いいたします。

生涯学習課長 それでは、決算書につきましては197ページからになります。また、決算主要施策調書につきましては139ページから148ページになります。

なお、決算主要施策調書の一部で数値に誤りがありましたので、サイドブックスの中のデータを差し替えさせていただいております。該当ページは146ページです。大変申し訳ありませんでした。

決算書のほうを説明させていただきます。

決算書に基づきまして、款、項、目、支出済額の順で説明させていただきます。

最初に、決算書197ページをお願いします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費のうち生涯学習課所管は、備考にありますコミュニティスクール推進事業でございます。支出済額11万8,207円になります。会議開催に関する経費や講演会に関する経費が主な支出でございます。

続きまして、220ページをお願いします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、支出済額1億7,373万7,903円。不用額の大きいものにつきましては、職員人件費、需用費、各種団体の補助金になります。需用費につきましては、成人式開催に当たり、成人者等に配付しました抗原検査キット及び記念品の入札差金、各種団体補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響

により、各種団体の事業が実施できなかったことによるものです。

続きまして、222ページをお願いします。

2目公民館費、支出済額5,423万7,110円。不用額の大きいものにつきましては需用費で、受変電設備の更新に伴う入札差金によるものになります。

続きまして、226ページをお願いします。

3目青少年対策費、支出済額621万5,410円。不用額で大きなものにつきましては使用料及び賃借料で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業が中止となり、バス借上げがなくなったこと等によるものです。

続きまして、下段、4目歴史民俗資料館費、支出済額4,365万1,773円です。こちらの事業につきましては、歴史民俗資料館の管理運営に関する事業となります。

続きまして、228ページをお願いします。

下段になります。

5目文化財保護費、支出済額4,558万8,670円。不用額の大きなものにつきましては、文化財保護対策事業の委託費になります。理由ですが、個人住宅建築に係る埋蔵文化財の発掘調査の委託費につきましては、公費で負担することになっておりますが、昨年度は個人住宅建築に係る発掘調査の申請がなかったことによるものです。

続きまして、230ページをお願いします。

中段になります。

6目市史編さん費、支出済額20万6,746円。こちらの事業につきましては、市史資料の収集調査や資料の印刷製本が主な事業となります。

続きまして、下段になります。

7目図書館費、支出済額7,609万4,057円。不用額の大きなものにつきましては需用費で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休館に伴う光熱水費の減によるものです。

続きまして、232ページをお願いします。

下段になります。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、支出済額1,410万7,068円です。不用額の大きいものにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による事業数の減に伴う報償費の減と、補助団体である市スポーツ協会の事業数の減に伴う補助金の減になります。

続きまして、238ページをお願いします。

上段になります。

3目体育施設費、支出済額8,019万8,382円。不用額の大きなものにつきましては、かわまちづくり支援制度活用事業の委託料と工事請負費の差金になります。

続きまして、240ページをお願いします。

上段になります。

4目総合公園費、支出済額1億8,105万8,006円。不用額で大きなものにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による休館に伴う光熱費と管理委託の減によるものです。

説明につきましては以上です。よろしく申し上げます。

委員長 生涯学習課の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

古川委員 体育施設費の中のかわまちづくり支援制度活用事業なんですけれども、以前から私、委員会の場で、完成したら例えば設管条例だったり、使用規則だったりそういったものを頂きたいというお話ずっとしてきたんですけれども、そういったものがもしありましたら頂きたいんですけれども、いかがでしょうか。

生涯学習課長 後ほどお渡しするようにします。

古川委員 お願いします。

委員長 ほかによろしいですか。ございませんか、質疑。

(なし)

委員長 ないということですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課の所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。

休憩（午前10時40分）

再開（午前10時41分）

委員長 では、再開いたします。

健康推進課が出席しました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（健康推進課所管部分）について審議をいたします。

では、執行部より説明をお願いします。

健康推進課長 健康推進課課長、玉川です。ほか関係職員4名出席をしております。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

委員長 お願いします。

健康推進課長 決算書136ページから145ページ、こちらのほうが健康推進課所管になります。決算主要施策調書につきましては、69ページから76ページまでが健康推進課所管となります。

ここで、今回、当課所管の決算主要施策調書の内容につきまして誤りがございまして、訂正したものにファイルのほうを差し替えをさせていただいております。誤りがございました部分は、決算主要施策調書の73ページ、母子健康診査健康相談事業になります。こちらの中で、事業実績が中段に書いてあると思うんですが、そちらの表の中で産婦健康診査、乳幼児健康診査の令和3年度の利用数及び率のほうに誤りがございました。あと、

産後ケアの実施回数の説明のところに、回数のところが誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前10時45分）

再開（午前10時52分）

委員長 では、再開いたします。

健康推進課長 それでは、説明をさせていただきます。

決算書のほう136ページをお開きください。

款、項、目、支出済額の順にご説明をさせていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、支出済額3億7,863万1,977円でございます。こちらは健康推進課、環境課の職員人件費及び保健衛生事務全般に係る保健衛生総務事務費、総合保健福祉センター管理事業、医療体制に係る運営費補助事業等と新型コロナウイルス感染症緊急対策事業になっております。不用額の主なものですが、総合保健福祉センター管理事業におきまして、空調工事の入札差金による工事請負費、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業におけますPCR検査委託料等において不用額が生じたものになります。

続きまして、138ページをお願いいたします。

中段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、支出済額7億5,229万4,331円でございます。こちらは予防接種、妊産婦乳幼児健診、家庭訪問、子育て包括支援センター事業など母子保健に関する事業と新型コロナウイルスワクチン接種事業になります。不用額の主なものでございますが、予防接種事業におきまして接種委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業におきましては、ワクチン接種に係る相談業務に係っておりますフリーダイヤル等の通信運搬費ですとか、コールセンターワクチン接種業務に係る委託料、個別接種に係る医療機関協力金等の交付金等において大きな不用額が生じたものになっております。

決算書のほう、続きまして、142ページをお願いいたします。

下段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目健康増進事業費、支出済額4,106万8,869円でございます。こちらは主に成人に関します健康相談や健診事業、各種がん検診推進事業、自殺対策強化事業でございます。

続きまして、決算書242ページをお願いいたします。

下段になります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額1億1,831万7,947円のうち、1,759万8,000円が健康推進課所管となります。こちらは過年度の国庫負担金等の精算に伴いま

す返納金となっております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

委員長 健康推進課の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なしということですので、なければ質疑を終結いたします。

以上で健康推進課の所管部分を終了といたします。

暫時休憩をします。

それでは、再開を11時10分といたします。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時10分）

委員長 では、再開いたします。

社会福祉課が出席をしました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について（社会福祉課所管部分）を審議いたします。

では、執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 恐れ入ります、社会福祉課、高安です。ほか3名の職員が出席しております。

よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

委員長 お願いします。

社会福祉課長 それでは、社会福祉課所管事業につきましてご説明させていただきます。

決算書につきましては110ページから、決算主要施策調書につきましては47ページから53ページとなっております。

恐れ入ります。では、説明させていただきます。

なお、決算書の113ページ備考欄の上から3つ目の丸印にございます国民健康保険特別会計繰出金につきましては、保険課所管の事業となっております。

それでは、改めまして、決算書110ページをお開きいただきまして、そちらからご説明させていただきます。

決算書の款、項、目、支出済額の順にご説明させていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費12億6,722万8,296円でございます。不用額につきましては4,293万8,704円でございますが、うち社会福祉課所管分につきましては3,577万8,559円となっております。こちらは住民税非課税世帯等に対して10万円を支給いたしました臨時特別給付金事業での残金が主な不用額の内容となっております。

続きまして、114ページをお開き願います。

下段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害福祉費15億3,423万4,228円でございます。不用額は5,634万5,772円となります。障害福祉サービス給付事業及び地域生活支援事業における扶助費等の残額が主な不用額の内容となっております。

続きまして、決算書134ページをお開き願います。

上段になります。

3 款民生費、3 目生活保護費、1 目生活保護総務費6,967万9,909円でございます。不用額は1,158万91円となります。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の残額が主な不用額となっております。

続きまして、一番下の行になります。

3 款民生費、3 目生活保護費、2 目扶助費 4 億2,278万2,023円でございます。不用額につきましては1 億893万9,977円となっております。

続きまして、決算書242ページをお開き願います。

12款諸支出金、3 項償還金、1 目償還金 1 億1,831万7,947円のうち、7,307万4,249円が社会福祉課の所管分でございます。こちらにつきましては、過年度の国庫負担金等における精算に伴う返納金となっております。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。ないでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないということですので、質疑を終結いたします。

以上で社会福祉課の所管部分を終了といたします。

暫時休憩します。

休憩 (午前11時14分)

再開 (午前11時16分)

委員長 では、再開します。

こども課が出席をしました。

議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(こども課所管部分)を議題といたします。

こども課の所管部分について、執行部より説明を求めます。

こども課長 こども課長の加藤でございます。ほか関係職員9名が出席しております。よろしくお願いたします。

委員長 お願いたします。

こども課長 それでは、決算書に基づきまして説明をさせていただきます。

決算書の120ページをお開き願います。資料の決算主要施策調書でございますが、54ペ

ーじから63ページがこども課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明をさせていただきます。

まず、120ページから121ページでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目医療福祉費、支出済額3億6,653万1,016円でございます。主な不用額でございますが、19節の扶助費でございます。医療福祉扶助費、いわゆるマル福の残額で1,801万4,218円でございます。

続きまして、121ページでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、支出済額1億4,027万6,404円。主な不用額は、123ページになります18節の負担金補助及び交付金の562万600円でございますが、こちら学童保育事業の民間学童保育所に対する補助金の残額と、125ページにあります保育所等感染症対策事業の18節負担金補助及び交付金が主な不用額となっております。

続きまして、125ページをお願いいたします。

2目児童措置費、支出済額31億4,131万9,834円。主な不用額でございますが、127ページでございます12節の委託料7,966万3,181円でございます。こちらは民間保育所等児童入所事業で、民間の保育園等に支払う委託料の残金などでございます。また、18節の負担金補助及び交付金の不用額2,447万770円でございますが、こちらは民間保育所等支援事業で、民間保育所等に対する補助事業に係る一時保育や延長保育等を行った実績に基づいて補助金を支出した残額、また127ページ、保育士就労支援事業の補助金分、また病児保育補助事業の補助金の残額等でございます。

その下にあります19節の扶助費の不用額1億3,950万270円につきましては、児童手当及び児童扶養手当の給付金の残額、子育て世帯への臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業の残額でございます。

続きまして、129ページをお願いいたします。

3目保育所費、支出済額2億5,005万1,182円でございます。

続きまして、132ページをお願いいたします。

4目発達相談センター費、支出済額130万8,573円でございます。

続きまして、少し飛びまして、139ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、支出済額7億5,314万3,216円でございます。このうちこども課の所管となりますのが141ページの中ほどにございます事業名は、未熟児養育医療給付事業でございます。支出額が84万8,885円でございます。

続きまして、また飛びまして、242ページをお開き願います。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、支出済額1億1,831万7,947円。こちらは前年度の事業の確定に伴い精算いたしました国・県への返還金でございます。このうちこども課の所管分として支出した額は2,674万9,815円でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 こども課の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 質問に入ります前に、冒頭委員長がご挨拶の中で述べられましたけれども、幼児の置き去り事案についてちょっとお話をさせていただきたいなと思います。

那珂市においては、ひまわり幼稚園、そして菅谷保育所、いわゆる公立の施設においては置き去り事案はないというお答えを、先日の一般質問にて回答いただいておりますが、実際に質問して数日しかたっていない中でそのような事件が発生して、本当にこれ那珂市だったら、私、本当に黙ってられないなというような事案でございます。

一つお願いなのは、公立はよくても、やはり民間に通っている子供のほうが圧倒的に多いと思いますので、ぜひここでやはり市としては、指導する立場として民間保育所等、例えば送迎バスを持っているようなところに対しては、特に静岡県では、何か今度、県が特別監査に入るというお話ですけれども、ぜひ一度しっかり見直しを徹底してくださいという通達もう既に来ているわけですから、そこがちゃんと徹底されているのかどうか、そういったところを市のほうでぜひ監査なりで指導していただきたいなというふうに思いますけれども、副市長、いかがですか。

副市長 ありがとうございます。

先日、一般質問で古川委員より質問を受けたばかりでこのような事件が発生したというのは、本当に我々も改めてしっかりと対応していかなければいけないというふうに考えてございます。

国のほうからは、国の指導の周知徹底というような通知が来ているんですけれども、今委員申されましたように、我々も指導権限を持ってございますので、単に周知徹底するだけではなくて、例えば通知の内容の確認が行われているかなど、そういったものをチェックするなり、何らかの対応をしっかりと取っていきたいというふうに考えてございます。ありがとうございます。しっかりやっていきたいと思います。

古川委員 よろしく願いいたします。

それでは、質問に移ります。

施策調書の57ページの民間保育所等児童入所事業でございますけれども、下段、下のほうにあります令和4年3月1日現在の児童入所数で、定員をオーバーしているところは、ちょっと今私見た限りで4園あるかと思うんです。大成学園額田保育園、それからかしま台保育園、いくり保育園、それから大成学園幼稚園の4園じゃないかなというふうに思うんですけれども、定員オーバーしているのは。やはりこれもちょっと私のこの間の一般質問に関係してしまうんですけれども、これから国がその無園児に対する支援をするということでこの間お話をさせていただきましたけれども、定員を満たしていないところは、いわゆる待機児童が実際にいて、この空いているところじゃなくて、オーバーしているところを希望しているから待機児童になっているんだというようなことも

あるかと思うんですけれども、もしそうでなくて、本当にこれから少子化の、まして時代を迎えるに当たって定員を満たしていないところは、例えば親が働いていなくても、いわゆる今点数制ですよね。働いているとか、働いていないとか、おじいちゃん・おばあちゃんがいるとか、いろんな点数があると思うんですけれども、そういう点数に関係なく入所させてはどうかというのを、これを見てなおさら思ったんですけれども、その辺いかがでしょうか。

こども課長 お答えいたします。

国の施策が、詳細がまだ出ていないのでちょっと不明ですけれども、まず定員より少ない入所のところは、それを入れる、入れないは、今後の国の施策の状況だとは思いますが、実際のところ、その入所させた場合の保育料とかそういう金額とかそういうのがちょっとまだ分からない状況ですので、ちょっと国の動向を注視していきたいと思っております。

以上です。

古川委員 分かりました。

ただ、それはいわゆる国からのそういった指導とか、国の制度がちゃんとできなければ、市の判断で空いているから入れてあげようみたいなことというのはできないんですか。

こども課長 保育施設というのは、保育の必要性がなければ入所できないということで、これは国の制度で決められているところです。空きがあるので、そこについてそういったルールがなく入所するということは、今のところ考えておりません。

ただ、無園児について、今後、国のほうでいろいろ対策を考えていくという中で、そのような方法が出たのであれば考えていく必要はあるかなと思います。

以上です。

古川委員 分かりました。

現時点では、国のほうのいわゆる保育所・保育園というのは、働いていなければ入れないという決まりがあるということですね。じゃ、国のほうで例えば週何日だけでもオーケーだよとか、午前中だけでもオーケーだよとかというような国のほうのあれがあればできなくはないというふうに理解してよろしいですね、分かりました。ありがとうございました。

もう一つの質問なんですけれども、決算書の127ページの病児保育補助事業なんですけれども、これもちょっとこの前一般質問させていただきました。医療的ケア児の受入れということで質問しましたけれども、そのときに部長のほうの答弁で、国の補助メニューを使っている施設はないということでしたよね。預かってはいるけれども、国の補助事業メニューは使っていないと。

ここで言う補助金で1,600万円ぐらいの金額が出ておりますけれども、これはどういうことなんですか。また別な病児保育をしているというだけでこの補助金が出ているとい

うことなんでしょうか。

こども課長 こちらは病児保育ですけれども、医療的ケア児とはちょっと違いまして、医療的ケア児というのは、日々医療の必要性があるお子さんなんですけれども、病児保育に關しましては、ちょっと風邪を引いて熱が出たりそういう突発的な状況、そういうお子さんがいる場合に預かっていただけるというような事業メニューでございます。

古川委員 そうですね、その違いは分かりました。

病児保育というのは、今現在、私の知る限りでは1園じゃないかなというふうに思うんですけれども、ほかの公立・私立も含めてもっと預かっていただけたらありがたいのになと思うんですけれども、その辺の動きはどんな感じでしょうか。

こども課長 病児保育補助事業でございますが、こちらにも保育士、あとは医療関係、看護師等々の派遣というか配置が必要ですので、なかなかほかの民間保育所等々の保育所等ではなかなか進まないというような状況でございます。

古川委員 これも、実は当委員会で、もう何年前ですけれども、幼稚園・保育所を回らせていただいたときにそういった意思はございませんかというお話ししたときに、ほとんどの園がそのつもりはありませんというお返事はいただいていたんですね。だから、どうなんでしょうね、積極的にあれしても、医療的ケア児もそうですけれども、看護師の配置だとかそういった部分がやはり難しいということなんでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、では、こども課の所管部分の質疑を終結いたします。

以上でこども課の所管部分を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

入替えをお願いいたします。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時34分）

委員長 再開します。

介護長寿課が出席しました。

議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。ほか3名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にてご説明させていただきます。

委員長 お願いします。

介護長寿課長 それでは、介護保険特別会計補正予算書をご覧ください。

議案第46号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）になります。

4ページをお開きください。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目事務費補助金4万4,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金909万6,000円。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金8,161万8,000円。歳出補正予算との関連におきまして、令和3年度繰越金の一部を財源として計上するものでございます。

続きまして、次のページ、5ページをお開きください。

歳出になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費915万4,000円。こちらにつきましては、介護報酬等改定に係る介護保険システムの改修及び介護認定審査会等業務に係るICT環境整備に伴う費用となっております。ICT環境整備に伴う費用につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しましてタブレット35台を整備するほか、ペーパーレスシステムを導入いたします。

続きまして、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金5,880万9,000円。令和3年度実績確定に伴います国県負担金等の精算のための返納金となります。

2項繰出金、1目一般会計繰出金2,279万5,000円。令和3年度の実績確定に伴います一般会計への繰出金となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第46号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について介護長寿課所管の一般会計の部分について審議をいたします。

介護長寿課の説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の112ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては、64ページから66ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

それでは、款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

112ページの下段になります。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢福祉費9,783万5,509円。不用額の主な理由でございますが、老人保護措置事業におきまして、老人保護措置者数の見込み減による扶助費の支出減となっております。

続きまして、120ページをご覧ください。

中段からやや下のところになります8目介護保険費でございます。7億36万2,000円。

続きまして、242ページをご覧ください。

下段になります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金1億1,831万7,947円。国県負担金等返納金となりますが、このうち3万2,000円が介護長寿課所管分でございます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 ちょっと2点ほど確認をさせていただきたいことがございます。

施策調書の65ページの老人保護措置事業で、この事業目的のところに書いてあります経済上及び環境上の理由により在宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させるということなんですけれども、具体的にこの経済上及び環境上の理由というのはどういう理由というか、どういう条件があるんですか。教えてください。

介護長寿課長 こちらにつきましては、まず経済上ということで、自宅で生活できない方、それから環境上というのはいろいろございますが、例えば夫婦間の虐待であったり、親子関係で虐待があったりしたときに、親が出ていきたいと、措置してほしいといったときに養護老人ホームに入所を措置しております。

以上となります。

古川委員 すみません、経済上の理由、具体的に教えてください。例えば収入が幾らとか何かないんですか。

介護長寿課長 特に収入が幾ら以上幾ら以下でないという規定はございません。

古川委員 そうすると、経済上の理由というのは具体的にどういうこと、経済上の理由とはそ

うということじゃないんですか、違うんですか。本人もしくは家庭の収入がどうのとかというのはいないんですか。

介護長寿課長 経済上といいますと、例えばなんですけど、高齢者の方が通常であれば年金を受給されておりますが、その年金を例えば旦那さんであったり、逆に奥さんであったり、息子であったり、そういう方が年金を本人のために使わせない、使えない状況にある家庭もございまして、そういった方が生活していくために養護老人ホームのほうに措置を希望されるというケースはございます。

古川委員 分かりました。

あと、例えば要介護幾つ以上とかそういった基準もないんですか。

介護長寿課長 あくまで養護老人ホームにつきましては、共同生活になりますので、例えば認知症があったり自立した生活ができない方については、養護老人ホームのほうには措置できないことになっております。

古川委員 分かりました。

ということは、そういう要介護とか認知症とかという方は、特別養護老人ホームのほうには入れるんですか。

介護長寿課長 特別養護老人ホームにつきましては、要介護3以上の方が入所できることになっておりますので、特別養護老人ホームについては、そういった方が対象になっております。

古川委員 分かりました。

ということは、ここで言う養護老人ホームは、比較的簡単という言い方はちょっとおかしいですけども、経済上、例えば年金をもらっているんだけど、それが自分のために使えないとか、家庭内でいろんな虐待だとかそういったことがあって家にはいられないとかそういった事情があれば、特に健康状態はあまり関係なく入所できるということで理解してよろしいんですか。

介護長寿課長 健康状態につきましては、やはり養護老人ホームにつきましては、自分で自立した生活を営むことができる者ということになっておりますので、あまり健康状態がよろしくない方につきましては、入所ができない可能性もございます。

古川委員 分かりました。

後でちょっとまた聞きたいことがあったら教えてください。ありがとうございます。

もう一つ確認したいのが、高齢福祉費の中の敬老事業、今年は何か敬老会を実施する、しないは各自治会なり地区が判断するものですよね。じゃ、市のほうで今回はどこがやるとかやらないとかというのは把握していますか。それとももう全部中止なのかな。ちょっとうちの自治会で中止という連絡が来ていないので、やるのかなと思っているんですけども。

介護長寿課長 敬老事業につきましては、令和2年度から敬老会開催事業と敬老記念品配布事

業の2つから選択できることになっております。選択するのは自治会ではなく、まちづくり委員会になっております。まちづくり委員会が取りまとめた上でいずれかの事業を選択することになっておりまして、当初は五台地区だけが敬老会を開催したいということで申請が上がっておりましたが、やはりこの新型コロナウイルス感染症の状況が悪くなってきたということで、全てのまちづくり委員会におきまして敬老記念品配付事業のほうの選択をされております。補助金のほうももう交付しておりますので、記念品が対象者には配付される予定になっているはずです。

古川委員 敬老会を実施しても記念品は配られていませんか。1人1,000円だか何だか補助金出ていますよね。だから、敬老会実施して参加されない方には記念品渡していませんか、今までも。だから、どちらかを選択ということではないような気がするんですけども、どうですか。

介護長寿課長 敬老会開催につきましては、そのまちづくり委員会によってやはりやり方が変わりますので、地区によっては、まず招待状を出すときに何らかの記念品を添えながら、いついつやりますので敬老会に参加しませんかということで、記念品を配りながら招待状を配付しているところもございますので、まちづくり委員会によって若干やり方は変わってくると思いますが、今年度につきましては、全てのまちづくり委員会において敬老会記念品配布事業を選択しておりますので、ちょっとその敬老会のときに記念品を配付しながら食事をしているというところもあるかとは思いますが。

古川委員 分かりました。

まちづくり委員会によってまちまちなわけね。だから、ごめんなさい、私の自分ところのあれとはやり方が違うんだなど、今ちょっと聞いて思いましたけれども、うちの自治会は敬老会に出席できない方には記念品を配るというやり方をしているので、だとしても、出席した方も1人当たり1,000円は頂いているわけですよ。本人が頂いているわけではなくて、まちづくり委員会が。そこから各自治会に多分配付されているんだと思うんですけども、分かりました。

じゃ、いずれにしても、今年は全地区で敬老会は中止というふうに聞いていらっしゃるんですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長 ほか質疑のほうございませんか。

(なし)

委員長 なければ、一般会計についての質疑を終結いたします。

続いて、介護保険特別会計（保険事業勘定）の審議を行います。

歳入について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の308ページをお開きください。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料10億6,353万5,653円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料11万6,600円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金 7 億6,393万7,348円、2 項国庫補助金 2 億4,977万8,320円。

310ページをご覧ください。

下段になります。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金11億5,180万2,000円。

312ページをご覧ください。

2 段目になります。

5 款県支出金、1 項県負担金 6 億2,965万7,601円。2 項財政安定化基金支出金につきましてはゼロ円でございます。3 項県補助金3,374万2,909円。

6 款財産収入、314ページをご覧ください。

1 項財産運用収入 6 万4,419円。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金 7 億36万2,000円。

316ページをご覧ください。

2 項基金繰入金につきましてはゼロ円でございます。

8 款繰越金、1 項繰越金 3 億6,677万8,414円。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料46万4,000円。2 項預金利子につきましてはゼロ円でございます。3 項雑入93万7,390円。

介護保険特別会計歳入の説明につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 歳入については、説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、決算書の318ページをお開きください。なお、決算主要施策調書につきましては、166ページから169ページまでが介護長寿課所管事業となっております。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費4,148万8,552円。不用額の主な理由ですが、職員人件費における給料や職員手当等の支出減によるものでございます。

続きまして、2 項賦課費、1 目賦課費154万53円。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費538万1,342円。

320ページをご覧ください。

2 目介護認定調査等費2,541万6,575円。不用額の主な理由になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いとしまして、国のほうから新型コロナ

新型コロナウイルス感染症の影響により面会が困難な場合、有効認定期間に12か月の範囲内で期間を合算することができることによりまして、主治医の意見書の作成件数、要介護認定調査の件数が減少し、役務費及び委託料の支出が減になったことによるものでございます。

続きまして、4項趣旨普及費、1目趣旨普及費66万6,710円。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費40億3,349万8,251円。不用額につきましては3億7,689万3,749円でございますが、介護サービス利用の見込み減によるものではございますが、執行率は91.5%でありまして、支出済給付費の約1か月分という状況であることから、ほぼ見込みどおりの予算執行であったというふうに考えております。

続きまして、2目審査支払手数料331万161円。

2項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費9,804万9,062円、2目高額医療合算介護サービス費1,287万857円。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金につきましてはゼロでございます。

4款地域支援事業費、322ページをご覧ください。

1項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費4,590万3,282円、2目任意事業費1,113万88円、3目在宅医療・介護連携推進事業費779万3,479円、4目生活支援体制整備事業費1,208万9,665円。

324ページをご覧ください。

5目認知症総合支援事業費2,001万3,775円。

2項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費8,504万3,179円、2目介護予防ケアマネジメント事業費1,074万6,089円、3目高額介護予防・生活支援サービス費9万1,591円、4目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費2万9,331円。

3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1,518万4,448円。

4項その他諸経費、1目審査支払手数料33万3,735円。

5款基金積立金、1項基金積立金、326ページをご覧ください。

1目介護給付費準備基金積立金5,104万3,000円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金61万8,230円、2目償還金2,083万6,363円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金791万8,990円。

3項利用者負担額軽減費、1目利用者負担額軽減費4万9,111円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費につきましてはゼロでございます。

介護保険特別会計、歳出の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明は終わりました。

質疑ございませんでしょうか。ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で介護保険特別会計（保険事業勘定）の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。午後1時といたします。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時00分）

委員長 それでは、再開します。

保険課が出席をしました。

議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課課長の生田目です。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお
願いいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

議案第45号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
25万3,000円です。こちらにつきましては、マイナンバーカードの保険証利用申込みの促
進を図るための事業費補助となっております。

続きまして、7款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金191万円でございます。

続いて、歳出でございます。

5ページをご覧ください。

款、項、目、補正額の順にご説明をいたします。

1款総務費、3項趣旨普及費、1目趣旨普及費25万3,000円です。こちらは先ほど説明
しました補助金の対象事業となりますが、マイナンバーカードの保険証利用申込みを促
進するために配付する消耗品の費用になってございます。

補正予算書のほうに戻りまして、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般
被保険者保険税還付金150万円。3目償還金41万円。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないということで討論を終結します。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について(保険課所管部分)を議題といたします。

保険課所管の一般会計の部分について説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の110ページをお開き願います。決算主要施策調書は68ページになります。

款、項、目、支出済額の順にご説明をいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費12億6,722万8,296円。このうち保険課が所管するのは113ページ、上から3つ目の国民健康保険特別会計繰出金3億7,381万4,855円でございます。

続いて、118ページをお開き願います。

4目国民年金費133万3,653円。

5目後期高齢者医療費7億4,041万1,958円。こちらの不用額は1,408万1,042円となっております。こちらの不用額のうち主なものにつきましては、報酬の362万8,314円、それから委託料の754万2,225円となっております。まず、報酬ですが、令和3年度の新規事業であります高齢者健康づくり推進事業で、保健師の資格を有する会計年度任用職員を採用予定でしたが、採用のほうがかなわずに多くが未執行となりました。また、委託料につきましては、高齢者健診の受診者が新型コロナウイルス感染症の影響等で減少したことによるものでございます。

121ページをお開き願います。

上から3つ目の事業、高齢者健康づくり推進事業につきましては、決算主要施策調書の68ページをご覧願います。

こちらは、先ほど報酬の不用額が多かったことについてご説明させていただきましたが、事業費全体としての執行済額は27万8,862円となりました。事業内容としましては、健診の結果から血糖値や血圧が高く、未治療である人を高齢者健診の受診や治療につなげるための個別支援を行ったり、既存の通いの場に出向きまして、フレイル予防等の出前講座を実施いたしました。実施件数につきましては、個別支援が46人、通いの場への勧誘等につきましては、実施箇所が11か所、参加者は延べ138人となっております。

決算書のほうに戻りまして、7目高額療養費貸付金33万円、9目出産費資金貸付金ゼロ円。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

古川委員 すみません、ちょっと確認なんです。

先ほどご説明のあった後期高齢者医療事務費の何の雇用がかなわなかったと言ったんですか。あと、その理由をお知らせください。

保険課長 こちらの報酬につきましては、決算主要施策調書のほうにございます高齢者健康づくり推進事業で、保健師の資格を有する会計年度任用職員を採用予定で、こちらの人件費がこちらの事業費の多くを占めているんですが、応募がなかったということで、こちらが未執行となっております。

以上です。

古川委員 保健師の応募がなかったと。何で応募がなかったんですかね。

保険課長 なかなか難しいんですけども、皆さんそれぞれ週5日間とかで働きたい方については、もう専門職なのでいろんなところに勤めていらっしゃる方が多くて、もしかしたら、もうちょっと短い期間、週2日とか3日のように扶養の範囲内でとかという方であればもうちょっといたのかもしれませんが、目いっぱい働いていただきたいかったというところでの募集でしたので、なかなか応募がなかったということだと思います。

古川委員 分かりましたけれども、保健師に見合う報酬を用意できなかったということではない。

保険課長 こちらは、市のほうの基準で保健師を採用したときには幾らということで決まっていますので、その金額には設定はしてございますので、それがそんなに低い金額だとは私自身はちょっと思っていないんですけども、ちょっとほかの市町村と比べているところではなかったもので、そこまでは分からないんですけども。

古川委員 分かりました。

そうすると、これは令和3年度の決算だから、これ4年度、今年度もやっていますか。今年度はどういう状況ですか。

保険課長 こちらにつきましては、今年度応募がございましたので採用できたという形になっ

てございます。

古川委員 この予算額に見合うぐらいの応募があったんですか。1人だけ採用したとかそういうことじゃなくて。

保険課長 保健師の採用は1名を予定ございまして、1名の応募があったということで、そのほか週5ではないんですけれども、管理栄養士と歯科衛生士のほうの会計年度任用職員も募集してございましたが、そちらのほうも応募がございましたので、応募していただいた方に今やっつけていただいている状況でございます。

古川委員 分かりました。ありがとうございます。

委員長 一般会計についての質疑を終結いたします。

続きまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）の審議を行います。

最初に、歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の270ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税10億8,997万3,455円です。国民健康保険税につきましても、現年分と滞納繰越分を合わせた収納率は88.1%となっておりまして、前年度と比べて0.8ポイント伸びている状況でございます。

次のページをお開き願います。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料62万9,100円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金197万4,000円。

4 款県支出金、1 項県負担金1,432万2,000円。

次のページをお開き願います。

2 項県補助金37億4,562万2,862円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入5,352円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金3億7,381万4,855円、2 項基金繰入金ゼロ円。

7 款繰越金、1 項繰越金7,878万9,820円。

次のページをお開き願います。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料1,208万4,827円。

2 項預金利子ゼロ円、3 項雑入119万6,587円。

歳入については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、歳入につきましては、これで質疑を終結します。

続きまして、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 決算書の278ページをお開き願います。決算主要施策調書は158ページから163ページになります。

款、項、目、支出済額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費5,220万6,915円、2 目連合会負担金166万9,064円。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費14万2,484円。

3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費56万5,994円。

次のページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費32億537万5,921円でございます。こちらにつきましては、決算主要施策調書の158ページをご覧ください。

令和3年度の決算額につきましては、前年度と比べ2.13%増加をしております。被保険者数は、高齢化に伴いまして後期高齢者医療制度へ移行していることなどによりまして年々減少しておりますが、令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えの反動もあり増額となっております。

決算書のほうに戻りまして、2 目退職被保険者等療養給付費7,987円、3 目一般被保険者療養費1,976万1,732円、4 目退職被保険者等療養費ゼロ円、5 目審査支払手数料1,135万5,354円。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費4億3,285万4,257円、2 目退職被保険者等高額療養費ゼロ円、3 目一般被保険者高額介護合算療養費30万4,545円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費ゼロ円。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費ゼロ円、2 目退職被保険者等移送費ゼロ円。

次のページをお開き願います。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金756万円、2 目支払手数料3,570円。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費435万円。

6 項傷病手当諸費、1 目傷病手当金40万1,640円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分8億6,445万4,774円、2 目退職被保険者等医療給付費分ゼロ円。

2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分3億8,013万6,015円、2 目退職被保険者等後期高齢者支援金等分ゼロ円。

3 項介護納付金分、次のページをお開き願います。1 目介護納付金分1億2,517万70円。事業費納付金につきましては、決算主要施策調書の160ページから162ページになります。

国民健康保険は、平成30年度から県との共同運営となり、市町村から県に納付金のほうを納めております。令和3年度は、160ページの医療給付費分は過年度の納付金の剰余金により減額されていることありますが、前年度比5.46%の減額となっております。

161ページの後期高齢者支援金等分につきましては、決算額1人当たりの納付金ともに増額となっております。162ページの介護納付金分につきましては、前年度比6.5%の減額となりましたが、1人当たりの納付金で見ると、減額幅は小さくなってございます。

決算書のほうに戻りまして、284ページになります。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金102円。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費250万3,310円。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費3,657万8,336円になります。

決算主要施策調書の163ページをご覧ください。

こちらの事業につきましては、国保加入者のうち40歳以上75歳未満を対象に実施しております特定健康診査等に係る事業費になります。新型コロナウイルス感染拡大の影響による受診控え等で委託料が減額となりましたが、受診者は3,237人で、受診率は昨年度に比べ約6ポイント伸びる予定でございます。

決算書のほうに戻りまして、284ページの下段になります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金9,235万7,000円。

次のページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金534万7,600円。

2目退職被保険者等保険税還付金ゼロ円、3目償還金29万9,000円、4目一般被保険者還付加算金6万2,500円、5目退職被保険者等還付加算金ゼロ円。

8款予備費、1項予備費、1目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑事項ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で国民健康保険特別会計（事業勘定）の質疑を終結いたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の審議に入ります。

歳入について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の336ページをお開き願います。

歳入になります。

款、項、収入済額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項後期高齢者医療保険料6億1,478万3,020円でございます。現年分と滞納繰越分を合わせた収納率は99.38%となっております。前年度と比べて0.01ポイント伸びてございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料8万9,600円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億4,479万7,532円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料15万100円、2 項償還金及び還付加算金43万3,800円。

次のページをお開き願います。

3 項雑入20万6,820円。

5 款繰越金、1 項繰越金154万4,528円。

歳入につきましては以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑ございませんか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結します。

次に、歳出について一括して説明を求めます。

保険課長 それでは、決算書の340ページをお開き願います。決算主要施策調書は171ページになります。

款、項、目、支出済額の順にご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 7 億6,016万9,802 円。

決算主要施策調書の171ページをご覧願います。

こちらは低所得者について軽減した保険料の市負担分、それから市で徴収した保険料と延滞金を広域連合に支払うものでございますが、高齢化に伴いまして被保険者が増加しており、納付金のほうも年々増額となっております。

決算書のほうに戻りまして、140ページになります。

2 款諸支出金、1 項……

(「340ページ」と呼ぶ声あり)

保険課長 340ページになります。すみません。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金49万9,900円、2 目還付加算金ゼロ円。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金ゼロ円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費ゼロ円。

歳出については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質疑事項ありますか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結します。

以上で後期高齢者医療特別会計の質疑を終結いたします。

それから以上で議案第47号 令和3年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午後 1 時 26 分）

再開（午後 1 時 27 分）

委員長 再開いたします。

執行部関係者が出席をいたしました。

これより議案第 47 号 令和 3 年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について討論、採決を行います。

討論ありませんか。

（なし）

委員長 なしということで、討論を終結いたします。

では、議案第 47 号の採決を行います。

議案第 47 号は原案のとおり認定すべきものとするにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 異議なしと認め、よって、議案第 47 号は原案のとおり認定すべきものとするに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

休憩（午後 1 時 28 分）

再開（午後 1 時 29 分）

委員長 では、再開します。

次は、請願第 3 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

最初に、事務局に請願書を朗読させます。では、お願いします。

書記 請願第 3 号。

紹介議員、那珂市議会議員、笹島猛。

教職員定員改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願。

請願趣旨になります。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策の対応も含め解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。昨年度、改正義務標準法が施行され、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下

げられました。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級などの実現が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

次に、請願事項になります。

1、中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費、国庫負担制度を堅持すること。

2022年8月17日。

請願者、茨城県水戸市笠原町978-46、茨城教育会館2階、茨城県教職員組合、中山幸男ほか197名となっております。

次のページが意見書案となっております。

請願趣旨と若干表現のほうが変わっているので、こちらも読み上げさせていただきます。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げ

られました。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように下記の措置を講じられるよう強く要請します。

請願3つのうち、1番と3番は請願事項と同じになります。

2番になります。

学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣になります。

以上です。

委員長 今、朗読が終わりました、読み上げが。請願の内容と、それから意見書の内容ということで読み上げていただきました。

今回は、中学校の35人学級を早急にと、昨年度も小学校メインで出させていただいております。

何かご意見ございませんか。

花島委員 紹介議員も請願者もないんで、分かればどなたか教えてほしいんですが、少数職種の配置増というのは何となく分かるんですが、具体的には、少数職種というのは、学校においてどんな職種なのかご存じの方がいたら教えていただきたいです。請願趣旨には、全体としては賛成です。

委員長 趣旨は、何かありましたか。ちょっと分かるものは、具体的に何々だよというのが。

ちょっと暫時休憩します。

休憩（午後1時36分）

再開（午後1時40分）

委員長 では、再開いたします。

書記 先ほどご質問のありました少数職種につきましては、各学校配置されている養護教諭や事務職の職員の方、今1名となっておりますが、そちらの配置増という趣旨ということでした。

以上です。

委員長 ほかにご意見ありませんか。

（なし）

委員長 なければ終結いたします。

それでは、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

では、これより請願第3号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成ということで、請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議で採択された場合は、意見書を提出いたしますので、ご承知おきください。

続きまして、茨城県市議会議長会令和4年度第1回議員研修会の参加者について協議をいたします。

令和4年11月21日月曜日から11月22日火曜日、茨城県市議会議長会の令和4年度第1回議員研修会がございます。研修会場は筑西市で、宿泊研修となっております。

教育厚生常任委員会からの出席者1名を選出したいと思います。研修会への参加を希望される方はおりますか。挙手願います。

副委員長ですね。それでは、当委員会からの出席者は、副委員長の原田副委員長にいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。賛成いただきました。

では、原田副委員長に行っていただくということで決定をいたします。よろしく願いをいたします。

暫時休憩いたします。

それでは、再開を1時55分といたします。

休憩(午後1時43分)

再開(午後1時55分)

委員長 それでは、再開します。

続きまして、調査事項について議題といたします。

現在、当委員会では、介護についてを調査事項としておりますが、本日、地域包括支援の担当であります介護長寿課にご出席をいただき、那珂市の地域包括支援センターの現状を把握したいと思います。

では、介護長寿課より説明をお願いいたします。

介護長寿課長 介護長寿課長の萩野谷です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

委員長 よろしく申し上げます。

介護長寿課長 それでは、説明の前に1つだけちょっとお伝えをしておきたいことがございま

して、資料の中で出典資料によりまして言い方がちょっと違うものがございますので、例えば主任介護支援専門員と書いてあるところと、主任ケアマネジャーと書いてあるところがありますが、この方につきましては同一職種になっておりますので、その点だけご承知おきいただければと思います。

それでは、地域包括支援センターにつきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

初めに、地域包括支援センターの概要や設置状況、設置主体などについてご説明をいたします。

資料の2ページをご覧くださいければと思います。

地域包括支援センターは、地域住民の医療と保健の向上、そして福祉の増進に向けた支援を包括的に行うことを目的に、平成17年の介護保険制度改正をきっかけに誕生しております。介護保険法の規定を要約いたしますと、地域包括支援センターの設置主体は市町村、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員など、医療、介護、保健、福祉、それぞれの専門知識を持つ職員を配置する。そして、その3職種の専門性を発揮し、様々な外部機関と連携、また様々な制度を総合的にフル活用しながら、高齢者の暮らしを支援することを目的とする施設・拠点であるということになっております。

下の図のように、地域包括支援センターは、主任ケアマネジャーや社会福祉士、保健師などが様々な関係機関と連携しながら、高齢者の生活課題を解決するために4つの事業、ピンク色になっておりますが、この4つの事業を包括的支援事業といいまして、こちらを実施しております。

職員体制や各種業務などの詳細につきましては、この後の資料によりご説明をさせていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

先ほど地域包括支援センターの設置主体は市町村であることをご説明をさせていただきましたが、包括的支援事業を適切に、そして効率的に実施することができる法人に委託することが可能となっており、那珂市におきましても、医療法人と社会福祉法人のほうに委託をしているところでございます。

地域包括支援センターの全国の設置状況につきましては、4ページに掲載をしておりますので、そちらをご覧ください。

地域包括支援センターは、全ての市町村に設置されております。令和3年4月末現在の資料になりますが、全国で5,351か所設置されておまして、市町村直営が約2割、法人等への委託が約8割という状況になっております。

続きまして、5ページをご覧ください。

那珂市の現状になっております。

上から3行目が那珂市の状況になっております。まず、高齢化率ですが、令和2年度

31.2%、令和3年度31.9%、令和4年度32.3%ということで、年々高齢化が進んでいることが分かります。また、要介護認定率ですが、令和2年度末になります14.8%、令和3年度末が15.2%と0.4ポイント増になっておりまして、人数にいたしますと89人増えているという状況になっております。

国・県と比較いたしますと、那珂市の高齢化率は高く、要介護認定率は低いということが分かります。資料への記載はございませんが、参考までに申し上げますと、令和3年度水戸市の高齢化率は26.7%、ひたちなか市が26.4%という状況でありまして、那珂市より低い状況にあります。

要介護認定率につきましては、ひたちなか市が15.4%で、那珂市とほぼ同水準にありますが、水戸市は19.0%であり、那珂市より3.8ポイント高い状況になっております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思っております。

日常生活圏域設定になります。

那珂市の日常生活圏域は、東部圏域、西部圏域、北部圏域の3圏域としております。

東部圏域につきましては神崎・菅谷地区で、医療法人社団青燈会に委託、西部圏域は、五台・戸多・芳野地区で、社会福祉法人豊潤会に委託、北部圏域につきましては、額田・木崎・瓜連地区で、社会福祉法人ナザレ園に委託をしております。

続きまして、職員体制についてご説明をいたします。

7ページのほうをご覧ください。

原則といたしまして、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することになっておりますが、3職種の確保が困難である場合は、準ずる者ということで一定の業務経験を持つ看護師や介護支援専門員を配置することが可能とされております。

保健師や看護師は、医療機関と連携しながら医療や介護の相談に対応していただく専門家として、介護予防プランの作成、介護予防教室や出前講座の開催など、介護予防事業のマネジメントの業務を担っております。

社会福祉士は、市民からの各種相談対応や支援、高齢者への虐待の早期発見や防止、成年後見など権利擁護に関する業務を担っております。

主任介護支援専門員は、介護に関する相談全般に対応している専門家でありまして、常日頃から介護関連の問題に向き合い、課題の発見や解決方法を探り、困難事例にも柔軟に対応をしております。また、介護サービス事業者と連携しながらケアマネジャーの支援を行ったり、ケアマネジャーからの相談に応じながら助言や指導を行ったりするなど、業務は多岐にわたっております。

職員数になりますが、介護保険法施行規則により、圏域における第1号被保険者がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに常勤や専従の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各1名配置すると規定をされております。

市の地域包括支援センターの職員数ですが、委託事業が増えたことや高齢化の状況、相談件数や休日夜間の対応状況など総合的に勘案いたしまして、平成30年度から1名増員し、現在、各圏域4名体制で各種業務に取り組んでいただいているところでございます。続きまして、8ページをお願いいたします。

先ほどご説明いたしました圏域や委託先、職員数などを一覧表にしたものとなっておりますので、詳細につきましては、後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、9ページをご覧ください。

市では、地域包括支援センターに5つの事業を委託してございます。委託内容の詳細につきましては、一から順にご説明をいたします。

まず、1つ目、包括的支援事業です。

10ページをお願いいたします。

包括的支援事業では、高齢者の心身の健康保持及び生活安定を支えることを目的に、4つの業務を実施しております。

まず、1つ目、①ですが、総合相談支援業務です。

介護保険サービスや介護予防などの保健福祉サービスに関する相談はもちろんのこと、日常生活における困り事やトラブルなど幅広い相談に対応する業務です。相談内容に対して様々な解決策を考案し、必要なサービスや制度につないでおります。利用できる主な対象者は、対象地域にお住まいの65歳以上の方や高齢者の介護や支援を担っている家族などとなります。

地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口としての存在意義が非常に大きく、初めて介護に直面した方や在宅介護を希望される方、介護に関する問題が生じたときの相談役として最適と言えます。相談費用は無料ですので、ぜひ包括支援センターを頼っていただければというふうに考えております。

次に、権利擁護業務になります。

直接介護に関わる内容以外にも、高齢者が安心して生活できるように、その方が持つ様々な権利を守る業務で、高齢者の権利擁護の実現に大きな役割を果たしています。例えば、高齢者虐待の早期発見や防止・対応を行ったり、判断能力の低下により金銭管理ができなくなった認知症高齢者に対し、金銭的詐取や詐欺から身を守るための成年後見制度の活用をサポートしたりするなど、高齢者の権利を守る取組を行っております。

次に、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務です。

高齢者の生活を守るためには、ケアマネジャーの働きが欠かせません。そのためケアマネジャーをサポートすることも重要な役割と言えます。ケアマネジャーを対象とした研修会やケアマネジャー同士のネットワークの確立支援、ケアマネジャーが何らかの困難な事例に直面した場合の指導・助言などのほか、地域ケア会議などの開催を通じて、自立支援型ケアマネジメントの支援を行っております。

④になります。介護予防ケアマネジメントです。

要支援と認定された方や、今後支援や介護が必要となるおそれのある方を対象に、介護予防事業が効果的かつ効率的に提供されるためのケアマネジメントを行い、身体的機能の低下を防ぐとともに、自立した生活が継続できるよう支援を行います。具体的には、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じ籠もり予防、認知機能低下予防などの介護予防サービスを紹介し、参加を促しております。介護予防のためにも、ぜひこうしたサービスを上手に活用していただきたいというふうに思っております。

令和3年度の活動状況につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、2、介護予防事業になります。

11ページをご覧ください。

この資料に出てきますフレイルという言葉について、まずご説明をさせていただきます。

フレイルとは、加齢により運動機能や認知機能などが低下した状態を言いつつ、健康な状態と介護が必要な状態の中間の段階のことを言います。高齢者の多くは、フレイル状態を経て要支援・要介護状態に至ることから、介護予防やフレイル予防に関する取組を推進し、重度化・重症化しないよう高齢者の運動、栄養、口腔等をテーマにした介護予防講座や出前講座などを実施しております。

特に、フレイル進行リスクが高いとされております後期高齢者に対しては、令和3年度から開始しました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により、高齢者の特性を踏まえながら、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防をテーマとした健康教育、必要な医療やサービスにつなぐための健康相談等を実施しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

3、在宅医療・介護連携推進事業で、在宅医療と介護を一体的に提供できる連携体制を推進するための事業となっております。入退院支援を行う医療や介護の専門職を支援するため、各地域包括支援センターに相談窓口を設置しまして、高齢者が退院後も住み慣れた地域で生活できるよう支援を行います。現在、4つの場면을視点に置いた取組といたしまして、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りを実施しております。

続きまして、13ページをご覧ください。

4、認知症初期集中支援推進事業です。

認知症の方や認知症が疑われる方、またその家族に対して早期受診や早期対応に向けた支援を行うことを目的とした事業で、医療や介護の専門職で構成されました認知症初期集中支援チームを認知症疾患医療センターであります栗田病院のほうに設置をしております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

5、認知症地域支援・ケア向上事業で、認知症の知識の普及と支援を行う事業及び認知症に関する相談窓口として、認知症地域支援推進員を配置する事業となっております。

まず、1つ目、認知症の知識の普及等と支援についてになります。

認知症の知識の普及を図るため、定期的に認知症サポーター養成講座を開催しております。令和3年度末現在、市内の認知症サポーター養成者数は3,692人となりました。また、本年度からになります。この養成講座修了者のスキルアップを目的とした認知症サポーターステップアップ講座を開催しております。また、国の施策の一つであります認知症バリアフリーの推進により、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、認知症の方やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み、通称チームオレンジを令和7年度までに構築する必要があることから、現在、地域の実情を踏まえながら立ち上げの準備を行っております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

②といたしまして、認知症地域支援推進員の活動になります。

医療機関、介護サービス事業者、地域の支援機関のネットワーク構築や認知症の方及びその家族への相談支援を行うとともに、認知症ケアパスの普及啓発を行っております。こちらの認知症ケアパスにつきましては、別資料ということで各委員さんのほうにお渡しをさせていただいております。

また、認知症の方やその家族など誰もが気軽に参加できる認知症カフェの運営支援を行い、介護負担が少しでも軽減されるよう取り組んでいるところでございます。認知症カフェの開催場所につきましては、16ページに掲載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、17ページ、地域包括支援センターの委託費になります。

令和4年度当初予算額になりますが、全ての包括の委託料、総額いたしますと8,060万円という状況になっております。また、財源構成といたしましては、下の表の割合で地域支援事業交付金として交付されております。

最後になります。18ページをご覧ください。18ページをご覧ください。

地域包括ケアシステムについてでございます。

地域包括ケアシステムとは、少子高齢化の対策として国が進めています地域で高齢者を支えるためのシステムのことで、高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される体制のことを言います。現在、高齢者を家庭だけではなく地域で見守るという考え方の転換が求められています。

今後、令和7年には団塊の世代の全ての方が後期高齢となることや、核家族化により高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が増えつつあること、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、医療や介護のニーズはさらに高まることが予想されています。

また、都市部と町村部では人口分布に大きな隔りがありまして、地域差が生じている

ことから、地域包括ケアシステムは地域の特性に応じてつくり上げていくことが求められておりまして、その中核を担う組織が地域包括支援センターということになっております。

説明につきましては以上となりますが、介護の問題は多くの方にとって初めて直面する問題であるとともに、個人で解決が非常に困難なものもございます。家庭内で抱え込むことなく、早めに地域包括支援センターにご相談いただき、介護負担を少しでも軽くしていただければというふうに思っております。

市といたしましても、高齢者一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを進めていくため、引き続き関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めますとともに、介護予防に資する取組が効果的・効率的に実施できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明はいただきました。

それで、ちょっと配付していただいている資料がありますので、それについてもちょっと説明をお願いしたいと思います、簡単に。

介護長寿課長 まず1つ目、認知症ケアパスという資料になります。

資料の裏面になりますけれども、認知症の状態に応じて、本人の様子から認知症の進行度合いを見ていただきまして、その一番下に相談窓口や介護予防、他者とのつながり等々いろいろこういうサービスがありますので、こういうのを利用していただきたいというふうなもので、認知症の家族だけではなく、全世帯のほうに配布をしているものでございます。

もう一つ、冊子になっているものですが、これがわたしたちの介護保険という那珂市で作成したパンフレットになってございます。こちらにつきましては、やはり介護保険の仕組みであったり、包括支援センターがどんなものですよ、それから保険料のこと、最後のほうにはこういう介護サービスがありますという内容になっております。

介護保険につきましては、介護度が高ければいいというものではなく、介護度が高くなれば支援に要する時間も増えますので、利用料は高くなりますというようなことも含めて記入されております。やはり介護の認定につきましては、その方に合った認定の介護度がありますので、その辺についても、介護長寿課として適正に介護度がついているように支援をしているところでございます。

2つのパンフレットにつきましては、簡単ですが、以上とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑などございましたらお願いいたします。

古川委員 ちょっとお伺いしたいんですけども、地域包括センターを青燈会と豊潤会、あとナザレ園に委託をされていますけれども、そこの方、職員体制というところのページが

ありますけれども、それぞれ職員数が全部4名ですよ。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、それぞれ人数はばらばらですけども、いずれにしても4名ということで、これは4名でその包括支援センターの業務を全て専属でこなしているんですか。つまり、この職員たちは、実は例えば青燈会で言えば小豆畑病院ですよ。小豆畑病院の職員なんだけれども、こっちも兼ねてやっているとかそういうことなのか、それとも専属にこの包括支援センターの職員としてやっていただいているのか、その辺はどうなんでしょうか。

介護長寿課長 あくまでも兼務というわけではなくて、地域包括センターの専属として4名が配置されております。その4名で全ての業務をこなしているという状況になっております。

古川委員 ちなみに、ごめんなさい、行ったことないんですけども、この包括支援センターというのは、センターという建物があるわけではないんですよ。施設の中に事務所が、支援センターという事務所があるということですよ、多分。

介護長寿課長 古川委員のおっしゃるとおりでございます。

古川委員 なるほど、分かりました。

私が心配したのは、結局は病院の職員であったり、幼稚園であったり、例えばゆたか園だったり、ナザレ園だったりすると、幼稚園の職員とかも兼ねていてやっているのであれば、ちょっと片手間にやることではないななんて思ったものですから、ちょっと心配だったんですけども、専属にこの4名でやってくださっているということですね。逆に言えば4名で大丈夫なのかなと、今度は逆の心配もありますけれども、安心しました。ありがとうございます。

委員長 ほかがございませんか。

花島委員 私こっちの方面あまり詳しくないというか、ほとんど素人なんですけども、包括支援センターというのは、サービスそのものをやるよりはいろんな諸サービスにつなげる役割のように見えるんですけども、まずそれで理解よろしいんでしょうか。

介護長寿課長 やはり、高齢者に対する総合相談窓口というのが大前提になっておりますので、そこで相談を受けまして各機関のほうにつなぐというのがメインになっております。

花島委員 そうすると、市の職員じゃないですよ、那珂市の場合は。諸制度について、市がやっているとか、県とかいろんな制度を含めて十分に理解して、それでそのつなげる作業をしなきゃいけないと思うんですけども、その辺の周知ということか大丈夫なのかと言うと変な言い方ですけども、どんなふうに伝えているんですか、こんな制度が今ありますよという中身を伝えることを。

介護長寿課長 定期的になりますけども、包括支援センターと市のほうで研修会を行っていたり、あとは個別の状況に応じまして、その方にどんな支援をしたほうが最も効果的なのかなどを検討する会議などを持っております。そういった中で、勉強会をしながらこういう

支援につなげましょうということで打合せ等を行っております。

花島委員 そうすると、包括支援センターの方が相談を受けて、それを何かのサービスにつなげるときに公的な支援があるサービスだと、それを公的にやるかどうかと決定するのは支援センターの人じゃなくて市なり何なりの担当課ということですよ。それでいいんですか、理解は。

介護長寿課長 そのとおりです。その相談内容に応じて、まずは介護長寿課のほうにこういう相談があったのでという連絡とかもありますので、例えば介護長寿課でない担当部署であれば、うちのほうでそちらにつながますし、どういった支援が本当に必要なのかということであれば、多職種の方にお集まりをいただきまして、どういった支援ができるかという会議を開いております。

花島委員 取りあえずほかの方に質問を……

大和田委員 先ほど4名で大丈夫かなんて古川委員から話があったんですけれども、4名で本当、これ見ますと相談が1,286件、青燈会だけ見ているんですけれども、訪問が318件で、ケアプランが2,102件で、先ほど課長が言った市との協議がどうだこうだとあって、果たして4人で回っているのですか。

介護長寿課長 始めた当初は3名体制で、平成30年から4名体制になっております。いろいろな相談件数などを勘案しながら前回人数を増やしておりますが、もうそろそろ高齢者の人数が増えてきておりますので、もうその人数を検討していく時期に入るのではないかというふうに感じております。

大和田委員 じゃ、これ人数増やしてそれでというのものもあるけれども、これから先ほど高齢者も増えるとかで、老老介護とか核家族なんてそういう話もあったんですけれども、事業所もこれで足りるのかなとかというのもの、地区が東部と西部と北部とというのがあると思うんですけれども、そういったのも考えていたりはするのかな。どうなんでしょう。

介護長寿課長 この圏域につきましても、ちょっと年度のほうは覚えてはいないのですが、圏域も一度見直しをしまして組み替えているという状況はございます。平成27年に圏域の見直しを行っております。

大和田委員 分かりました。もう一回、私も考えます。

委員長 ほか。

花島委員 すみません、この今の説明聞いたところだと、基本的なサービスの対象が高齢者の方みたいに見えるんですが、でも実際にはもっと若くても、家族の中で例え主な家計を担うべき人が鬱病になっちゃったりとか、もっと重い場合は統合失調症になるとか、そういう例も出てくると思うんですよ。そういう場合は包括支援センターの対応事項ではないんですか。

介護長寿課長 あくまでも包括支援センターにつきましては、高齢者の介護に関する相談がメインになってきますので、その介護をする側の方の相談ということではなくなります。

花島委員 そうすると、包括は全然包括じゃないじゃないかという。高齢者包括というふうに言うべきかなという感じですよ。それは意見ですけども。

それからもう一つ聞きたいのは、先ほど業務が大変じゃないかという話があったんですが、このケアマネジャーとかその他の人の処遇のありようはどんなになっているんですか。市は、業務として委託しているから無関心、委託料幾らですよと言っているだけなのか、それともこのくらいの最低限の処遇が必要ですよとか、コントロールしているのか、その点いかがなっていますか。

介護長寿課長 委託料につきましては、この中に人件費も含まれておりまして、人件費につきましても、市と包括支援センターのほうで協議を行った上で委託料のほうを算出しております。

花島委員 そうすると、どういう基準なんですかね。つまり、僕はもともとこういうのを何で市がやらないのか疑問に思っているんです。その点と関係しているんですが、どういう基準、基本方針でその処遇を考えるんでしょうか。

介護長寿課長 まずは、包括支援センターに原則として保健師と社会福祉士と主任介護支援専門員を置くということが非常に市独自では難しいものと考えております。当初、一番最初はちょっと名称が違ったのですが、市直営で実施していたこともございますが、それ以降、委託というふうになっております。

花島委員 何でなんですか。何でというのは、市で雇えなくて、どこかに外注すれば雇えるというそのどこが境目になっているんでしょうか。何が原因か。

介護長寿課長 やはり社会福祉法人だったり医療法人ですので、そういう職種の方が入りやすい環境があると思います。市役所のほうでなかなか介護支援専門員として入ってこられる方なかなかいらっしゃらないというふうに私は解釈しております。

花島委員 それは、昔、市も一部やっていましたよね、今のお答えで。そのときに、そういう職種を求めるといって募集はかけたんですよ。それで来なかったということですか。

介護長寿課長 当初は、役所の中にやはりそういう方がいませんで、社会福祉協議会のほうからこちらに来ていただいたという状況がございます。

花島委員 それ質問の答えになっていないんですが、社会福祉協議会では新たに包括支援センターというのが、昔の話ですけども、就く業務があるということで、そういう資格を持った人を募集するということをやったけれども、十分な数そろわなかったということなんですか。

介護長寿課長 すみません、その当時のことをちょっと私のほうも勉強不足で申し訳ございません。その当時のことは分かりません。

花島委員 じゃ、今日のところはこれまでで。

委員長 ほかは。

古川委員 すみません、もう一点。

16ページの認知症カフェの開催場所というところで何か所か、8か所ぐらい載っていますよね。これというのは、その包括センターの住所だけではないと思うんですけども、これは常設でここに行けばいつでも何か相談できるような体制になっているんですか。

介護長寿課長 こちらにつきましては、いつでもということではなくて、開催日のほうが決まっております。ホームページであったり、市の広報紙のほうに掲載をさせていただいて、この日に参加できる方ということでお知らせをしているところです。

古川委員 分かりました。

つまり、3か所の包括センターだけでは、遠い方も当然いらっしゃるでしょうから、各地区・地域にそういうところを臨時的に設置して、ぜひ遊びに来ていただきたい、そういう感覚で運営をされているということですね。分かりました。ありがとうございます。

副委員長 14ページの認知症サポーター養成講座についてなんですけれども、こちらサポーターになるのに講座は何回受けるのか、何かちょっとテストみたいなものがあるのかどうなのかと思ったんですけれども。

介護長寿課長 認知症サポーター養成講座につきましては、まず認知症というのはどういふことなのか、どういふ方でどういふ支援をすればいいのかといったような、まず認知症を知っていただくというような講座でして、1回大体1時間程度でテストとかはございません。認知症を知っていただくという機会の提供となっております。

副委員長 じゃ、一度受ければサポーターということで、そのサポーターの方、何か地域包括センターと連携するとかということまではいかないということになるんですかね。

介護長寿課長 認知症サポーター養成講座を受講していただいて、まず認知症に対する理解を得ていただくと。さらに、地域から認知症の方をもうちょっと支援したいという方につきましては、ステップアップ講座というふうなものに参加をいただいて、ステップアップ講座を受講していただいた後にその地域で何か支援できないかというチームができるように今支援をしている、その体制づくりをしているところです。

副委員長 そうしましたら、そのサポーターステップアップもこれからというところで、まだ具体的にはどこからどこまで担うとかというのは決まっていないような状態ですか。

介護長寿課長 ステップアップ講座につきましては、今年度から開催することを決定しております。まず第1回目は6月に開催いたしました。15名募集したところ、募集人員を超える20名の方にご参加をいただきました。また、第2回目として、10月のほうを予定しております。10月も人数が多く確保できるようであればもう一度ぐらい開催できないか、課内で協議をしているところです。

委員長 ほかはよろしいですか。

じゃ、私からちょっと1つは認知症ケアパスで、これ印刷物はもう出来上がっています

けれども、認知症カフェは表示はされていないんですね、ケアパスに。せっかく配付していただくんでしたら、きちんと載せておいていただきたいなというふうに思います。

これも今年というか印刷しないんですよ。

介護長寿課長 こちらにつきましては、3年ごとに見直しをしまして印刷をしております。今回、令和3年度に作っておりますので、来年は印刷しないということになります。一応、認知症カフェにつきましては、開催場所は記載はないのですが、下から2段目のところの家族支援というところに認知症カフェがありますよということで記載はさせていただいております。

委員長 記載はしていますけれども、場所は一目で見れば分かるんで、ぜひ次回といっても来年はないということになると非常に残念だなというふうに思いますけれども、別の媒体、用紙を使ってPRということになるんでしょうけれども、認知症サポーターになって、実際そのステップアップを受けないと、実際にじゃ、どうサポートしていくのかというのはなかなか分からない状況なんですよ、今。サポーターになってすぐその認知症カフェに行けるかという、なかなかすぐ1人で飛び込んでいってというわけにはいかないと思うんで、まずはその辺も併せて改善をしていただけたらなというのが1つあります。

それと、もう一点お聞きしたいのは、機能・役割で言うと、介護長寿課のほうは政策面策定して、実行部隊がその地域包括支援センターという考え方でよろしいんでしょうかね。

介護長寿課長 介護長寿課で考え、実行部隊が包括支援センターというふうには私は捉えておりません。やはり、市で考える施策ではありますが、介護長寿課だけではできませんし、包括支援センターだけでもできないと思っております。ですので、やはり医療機関であったり、介護の施設であったりいろんな機関と相談しながら、連携しながら進めていくべきものだと考えておりますので、どこがやって、どこが介護長寿課はこの部分はやらないというようなことは考えてはおりません。

委員長 それは分かりますけれども、地域包括支援センターと地域とはどこなのという、先ほど言われた場所にはなるんでしょうけれども、具体的に地域のどなたとつながっていくのか。例えば自治会なりいろいろありますよね。まちづくり委員会もありますし、地域包括でまとめちゃうと、例えば菅谷地区のこの地区はどういうふうになるのかというのがちょっと分かりづらいなという気がするんですけども、今のところ3か所しかなくて、それも実際のところよく分からないんですよ、そこにあるのかどうかというのが。いろいろPRの種類たくさん回覧等もされていますけれども、まず65歳になって介護保険の被保険者証が来ますけれども、来てもこの地域包括支援センターへは行きませんよね。実際に場所、どういう人がいるのかというのも、その受け取った方は。だから、その辺も含めて、やはり認知度がまだまだ足りないのかなという気はしております、そ

うなると、その地域の自治会なり、まちづくり委員会なりとつながって、じゃ、一度は見に来てねと、こういうところなのよというのをまずその65歳の方々にも認知してもらおうというのが非常に大事なことなのかなというふうに思っていて、その辺はどうお考えなんですか。

介護長寿課長 やはり、お年寄りと言ったら失礼なんですけど、高齢者の方で介護が必要な状態になったときに相談に行くというイメージが強いですが、やはり委員長おっしゃるとおり、包括支援センターを早めに若いうちから知っておいていただくというのは、本当に重要なことだと思っています。急に親が介護の状態になって、どこに相談していいのかわからないということではなくて、こういうふうになったときには包括支援センターがあるんだというように、皆さん知っていただけるように取り組んでいきたいというふうには思っております。

一応、包括支援センターのパンフレットがございまして、一応こういうパンフレットがあるんですが、今コンビニとかにも置かせていただいています、恐らくどこかコンビニの端のほうにこういうチラシが入っていると思います。これ折ると地域が変わるようになっておりまして、例えば瓜連地区であればナザレ園ですので青い面を置いておくというような形にして、周知のほうは努めているところです。

委員長 分かりました。

これからもっともっとPRをしていただければなど。担当が分かれば担当名も書いておいていただければありがたいなという気はしますし、もっと私たちが待っていますよみたいな表現でもいいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかご意見のほうはよろしいですか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

介護長寿課、どうもありがとうございました。

休憩（午後2時43分）

再開（午後2時44分）

委員長 再開します。

委員の皆様には事前にお知らせしておりましたが、10月31日月曜日午後2時に、今説明がありました市内3か所にある地域包括支援センターの方々との意見交換会を予定しております。先ほどご説明いただきましたけれども、事前に質問しておきたい内容などがございましたら意見をお願いしたいんですが、特にあれですかね。

もし、これだけは行く前にあらかじめ質問状を送って聞いておきたいというのがあれば、今月中、私、副委員長や委員長のほうに出しておいていただければ、あとは当日でも大丈夫だとは思いますが。

(「今聞いちゃった」と呼ぶ声あり)

委員長 今は、介護長寿課に対する話なんで、また……

(「保健師にでしよう」と呼ぶ声あり)

委員長 そうそう、包括支援センターの皆さんに同じことを聞いても、全然答えが違ってきますから。

花島委員 やっぱり市政にどういう要望があるかというのを聞きたいですね。支援センターの方々が那珂市の市政に対してどういう要望があるかは聞きたいです。

委員長 そうですね、それは非常に大事なところでしょうね。

皆さん忙しいんで、私は。ケアマネージャー、社会福祉士ですけれども、私は時々お邪魔しています。

大体皆さん、もう介護判定なんかは、ケアマネージャーの方はずっと同じ人を見てるので、大体地域ではもうおなじみですよ。ただ、その予備軍というか、介護が必要になる以前、ちょっと前の段階の人たちがよく分からないというのが現実はありますよね。

地域包括支援センターへの質問については、当日までに準備しておいていただいても結構ですし、今ご意見いただいたんで、それはそれであらかじめお伝えしておきたいなというふうに思っておきます。

ということでよろしいですかね、一応、月曜日の午後2時からということで予定しておりますので、よろしくお願ひします。場所はこちらです。あまりあっちの向こうに言ってしまうと話しづらいなというのがあるんですけれども。

(「何人ぐらい見えるの」と呼ぶ声あり)

委員長 4名ずつの3つで12名。

(「各センター2名ずつの3か所なので、全部で6名です」と呼ぶ声あり)

委員長 6名ですね。

一応時間については、夜お願ひしたいという話をしたいんですけれども、この日時間ということだったんで。包括支援センターとの意見交換会については、そのようにさせていただきます。

もう一つ議題がありまして、次は、PTA役員との意見交換会についてということで、一度決めた日程がちょっと流れてしまひまして、再度調整を進めておりましたけれども、日程の問題とか新型コロナウイルス感染症の影響などで、予定してはいたけれども開催ができておりませんでした。一度白紙とさせていただきます、また一から日程等について打合せをしていきたいというふうに考えておりますんで、今度お願ひする場合は再度調整ということになりまして、議会からの依頼という形で開催を依頼するという形になります。

最初は、PTA役員のほうから提案があつて、議会の皆さんとお話をしたいんですよということなので、広くPTAの皆さんと役員の方々とお話ししようという話でお

話をしていたんですが、ただ日程の都合等、新型コロナウイルス感染症関係でできておりませんでしたということなんで、今度は議会のほうでは、これこれテーマについてお話をお聞かせいただきたいというような形にはなるんですけども、その目的と聞きたいことについて、もう一度ちょっとあらかじめ考えておく、決めておきたいなということがあって、その辺はいかがでしょうか。PTA役員全員じゃなくて、各小・中学校のPTA会長に限定してとか、いろいろお話しする対象の方をどなたにするというのもあると思いますんで、そういう内容いろいろ出てきますので、その前に開催するしないというのをまず決めたいと思いますんで、その辺はどうでしょうか。意見交換会、やるかやらないか。

花島委員 まず、やるのはやったほうがいいと思います。

私としては、意見を聞きたいのは、特に、今IT化でいろんな教育の仕方が変わってきているんで、その制度とか普及、保護者のほうから見てどういういいところがあるとか、課題があるとかそういう話が聞けたらいいと思うので、できるだけ参加者は広い範囲の方に来ていただきたいと思うんです。でも、一方であまり人数が多いと発言しにくくなるかもしれないというところがあるから、その辺、適当に配慮してやればいかなと思うんですが。

委員長 分かりました。

ほかはいかがでしょうか。

古川委員 やるかやらないかですね。

委員長 はい。

古川委員 皆さんにもお話をしましたけれども、言い出しっぺといいますか、私がたまたまある学校のPTA会長から、話聞いてくれないかというようなことでお話を聞いたんですけども、そういう話であれば、ぜひこちらもそういうお話であれば、私が個人で1人で聞くのではなくて、委員会としてお聞きしたほうがいいんじゃないですかというようなことと、それからそういう機会があれば、こちらから聞きたいことやお願いしたいことやそういったことも言えるし、ぜひそういう意味ではやりたいですねというふうなことで私も話に乗ったわけなので、やるかやらないかという話であれば、ぜひやりたいというPTA会長の意向でもあるし、やりたいなというところでもあります。

人数となると、今、私お話しした会長というのは、市PTA連絡協議会の役員ではないんですね。つまり市PTA連絡協議会の役員、全ての学校のPTA会長が役員でないですから、市PTA連絡協議会の会長・副会長という人がいて、11校中、11校でしたか、全部で、小・中学校、11校中何校かの会長しか役員ではないですから、役員というふうには、14校中何校かの会長しか役員じゃないので、仮に役員だけと、6名とか7名とかと、以前、原子力安全対策常任委員会で呼んだ方が多分役員ですよ。そうすると、あの6名とか7名ぐらいになっちゃうんで、やっぱりぜひ会長だけでも14人いますから、それ

以上になると逆に多いと思うので、ぜひ会長だけでいいのかなというふうに思います。

以上です。

委員長 P T A連絡協議会の役員じゃなくて、P T Aの会長14名ということですね。分かりました。賛成ということですね。

花島委員 会長に限らず、会長代理でも構わないと思うんで、各学校から最低1人お願いしてはいかがかと思う。

委員長 では、まずやるやらないについては、現行の考えはするということによろしいですか。
(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 今、それ聞きたいことについては、今お話が出ましたので、出ましたというよりも I T化の話と、あとはもうフリートークでいいということですかね、P T A会長が来て。

古川委員 今回、日程的にいろいろそれぞれ都合があって流れましたけれども、やはりP T A側の方から言われたのは、その私がさっき言った私が聞いた会長は、自分が言いたいことがしっかりしていますけれども、分かっていますけれども、それ以外の何かこんなことをやるらしいよということを聞いた各学校の会長たちは、何をテーマにやるんだろとか非常にその辺が気になっている。じゃないと、話を用意していけないというようなご心配もあったようなので、フリートークだとしても、何でもお聞きしますよということだとしても、例えば今、花島委員がおっしゃったような例えば I C Tについてという取りあえずテーマはつくって、それ以外でも何でもお聞きしたいことがあったらぜひ聞いてくださいと。我々が聞きたいのは、その I C Tのことなんだというようなことでもいいのかなというふうに思います。

以上です。

委員長 分かりました。

大和田委員 私も似た感じだと思うんですけども、やはり会長だけ呼ぶと、会長だけの私見になっちゃうと思うので、向こうの単Pの人らにやっぱり例えば各学校の諸問題について上げておいてもらうというのとともに、こっちも I C Tもそうかもしれないですけども、例えば部活動の地域移行ですとかそういう意見、あと各新聞等で取り沙汰されているものでもいいと思うんです。地域にちょっと合っていないなくても、これから県で動きそうなこととか何でも結構なので、それをちょっと上げておけば、向こうでうちの学校だったらこうだよな、こうだよなという意見で交換ができればいいのかなと思うんですけども。

委員長 分かりました。

武藤委員は何かありますか。

武藤委員 去年、先ほど古川委員にあった原子力安全対策常任委員会的时候にはテーマがしっかりしていたんですよ。原子力の再稼働についての皆様からのご意見を伺うようなテーマがあったと思うんですけども、やはり明確にしないというと、いったい何を話すの

かなというのが分からないような感じなもので、やはり3つぐらいテーマをぼんぼんと決めておいて、このような内容で話したいと思いますので、ご意見をまとめておいてくださいぐらいの少し幅を持たせて、かつ明確にしておいたほうが、来るほうもやりやすいのではないかなというふうに僕も思いますので、そういう方向でお願いしたいと思います。

副委員長 私も皆様と同じように、やはりある程度大きなテーマを何個かつけて、それに対してご意見を願いますというのと、プラス言われていたように、今困り事、それはその学校の特色があると思うので、それにちょっと添えればいいと思っています。

あと、中学校と小学校も一緒にやっちゃって、これはよろしいんですかね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

副委員長 分かりました。

委員長 皆さんいろいろ出していただきましたので、開催するというところで、PTAの会長と、あと副会長とかいらっしゃいますので、できるだけ広く呼びかけてみると。会長か副会長くらいまで、会長に言って、副会長もどうぞということで、その辺まで対象にしてもいいのかなという気がいたします。

それと、テーマについては今お話いただいたので、ICT化の現状について、生徒や先生の皆さん等も含めてについてと、あと部活動の地域移行、今の直近の部分、今盛り上がっている話題と言えば。あとは、今後のPTA活動についてというのも大事なことだろうと思いますので、この3つぐらい上げておいて、あとは現状抱えているお困り事等についてということでご案内をするような形でよろしいですかね。

古川委員 テーマは大きなテーマでもいいと思うんですけども、そのテーマのことしかしゃべっちゃいけないのかなというふうになってしまうといけないので、本音だったりそういったもの、学校の事情とかが言えなかったりするんで、これ文章の書き方だと思うんですけども、テーマを書くにしても、その他、例えば学校の諸問題だったり何なり、身近なものでも何でもフリートークで伺いますみたいな文章にさせていただいたほうがいいのかなという気がします。

以上です。

委員長 そうですね、固定観念でそれだけということではないでしょうからね。

大和田委員 14校というと、大変だと思うんですね、これ全員呼ぶというの。だから、そこを少し何か方法、時間もそうですし、さってばさでやるんじゃないかと、年明けでも結構だと思いますし、よく考え、14人呼ぶというのはなかなかだと思うので、スケジュールや、またあと学校関係、校長まではどうか分からない、学校にもちゃんと調整して、じっくり進めていただけたらなと思います。

花島委員 私も大和田委員が言ったことすごく気になっているんですけども、例えば部活問題なんかは、小学校はあまり関係ないと思うんですよ。だから、一つの案としては、

小学校と中学校を分けるというのも、2回に分けて開催という意味ですけれども、どうですかね。そうすれば、幾らか半分弱に、半分じゃないか、半分まではいかないけれども、小学校は、なるかなと思うんですけれども、どうですかね。

古川委員 そういうやり方も私もよろしいかと思えますけれども、ただ、これは強制するものではないので、ご都合のある方は結構ですよでもいいんじゃないのかなと思うんですよ。そういう機会を設けますので、もし何かお話を聞いてほしいとか、話したいとか、そういったことがあったらぜひご参加くださいという言い方でもいいのかなという気がしますが。

委員長 もちろんそうですね。全員が参加するとは限らないということと、中学校、小学校に分けると。中学校は5つですよ。小学校が9つか、合計14校ですから。その辺も含めて、ちょっと時期とどういう開催の仕方、あと案内の仕方等もよく考えてご案内をします。その決定の前に皆さん方にお諮りをしてということになると思いますが、あと一方では、介護関係も今進めていますので、一緒に行こうというのはちょっと難しいかもしれませんので、そのスケジュールも年明けにできればいいのかなという。それより前にできればいいとは思いますが、その辺も含めてちょっとスケジュールリング等も併せて、1回こちらで案をつくってみますということよろしいですか。

古川委員 日程調整なんですけれども、今回日程がなかなかうまくいかなかったというのは、ぜんぶまとめようとしたからなんですよね、それぞれの学校の都合を聞いたり。なので、さっきも言ったように、強制ではないので、もうこちらの都合である意味日程を絞ってご提案してもいいんじゃないのかなという気がするんですね。

ただ、もちろん学校のいろんな行事とかそういうのがあるのは分かっているのはちょっと失礼なので、そういうことなるべくない日を選んで、この日の何時にどこどこでやりたいと思うんですけれどもということを打診したほうがいいと思うんですが、ただ、市PTA連絡協議会の事務局が今、菅谷西小学校なんですけれども、事務局から言わせれば、そういう行事はそもそも市PTA連絡協議会の行事ではないので、本音からすれば、私たちが取りまとめなきゃいけないんですかとか間へ入らなきゃいけないんですかなんていう気持ちがもしかしたらあるかもしれないので、その辺をどういうふうに日程を決めていくかについては、ちょっと検討したほうがいいのかなという気はいたします。

以上です。

委員長 古川委員の言うとおりでと思います。市PTA連絡協議会とPTA会長単独、全員が参加しているわけじゃないですから、市PTA連絡協議会が。その辺もちょっと確認をしながら進めないと、やっぱり挨拶のしどころが間違えちゃうといけないので、ちょっと確認、学校教育課等も確認しながら決定をしていきたいなというふうに思います。

こちらで、じゃ……

(「委員長、ちょっといい、以上の件で」と呼ぶ声あり)

議長 ちょっと私1点あるのは、各学校例えば強制じゃないけれども、PTA会長、もしくは副会長ができれば1名出てほしいんだぐらいな感じの呼びかけのほうがいいのかなと思って。そうすると、会長が都合悪いと来ないからね。小学校、中学校を分けますよね。そうするとうんと少なくなるし、場合によっては、だから、会長、もしくは副会長の1名はできるだけ出ていただければありがたいですけれどもという文面にしてくれたほうがいいのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

委員長 ご提案いただいたとおりでと思います。それは限定をしないでご案内をしたほうが。その辺ちょっとまとめて案をつくって、またそれでちょっと見ていただいて決めたいと思います。そういう方向でよろしいですかね。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、そのように決定をいたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。長時間にわたりありがとうございました。

閉会 (午後3時07分)

令和4年11月30日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚